平成 30 年土地基本調査の概要

調　査　の　概　要

１　調査の目的

平成30年土地基本調査は、我が国の法人及び世帯における土地・建物の所有状況及び利用状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策その他の基礎資料を得るとともに、広く一般の利用に供することを目的としている。

平成30年土地基本調査は、「平成30年法人土地・建物基本調査」及び総務省「平成30年住宅・土地統計調査」結果の転写・集計により作成する「平成30年世帯土地統計」で構成している。

２　調査の根拠法令

《法人土地・建物基本調査》

平成30年法人土地・建物基本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「統計法」という。）に基づく基幹統計調査として実施した。

《世帯土地統計》

平成30年世帯土地統計は、統計法に基づく基幹統計調査として総務省が実施した平成30年住宅・土地統計調査の結果を転写・集計し、加工統計として作成した。

３　調査の時期

《法人土地・建物基本調査》

平成30年法人土地・建物基本調査は、平成30年１月１日現在で実施した。

《世帯土地統計》

平成30年住宅・土地統計調査は、平成30年10月１日午前零時現在で実施しており、平成30年世帯土地統計も同様に平成30年10月１日現在で作成した。

４　調査の対象

《法人土地・建物基本調査》

国及び地方公共団体以外の法人で、本邦に本所、本社又は本店を有するもののうち、資本金１億円以上の全ての会社と、資本金１億円未満の会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定した法人の約49万法人を調査対象とした。

《世帯土地統計》

平成30年住宅・土地統計調査は、全国の平成27年国勢調査調査区の中から全国平均約５分の１の調査区を抽出し、これらの調査区において設定した単位区のうち、約22万単位区（以下、「調査単位区」という。）について調査した。平成30年世帯土地統計において転写・集計を行う調査票乙は、これらの調査区を住宅の所有の関係等により層化した上で抽出した約３万調査区に設定された調査単位区について調査した。そのうえで、調査期日において、調査単位区から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（１調査区当たり17住戸、計約50万住戸・世帯）を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

① 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事館やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
② 皇室用財産である施設
③ 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
④ 自衛隊の営舎その他の施設
⑤ 在日米軍用施設

５　調査事項

《法人土地・建物基本調査》

調査に使用した調査票は、調査票A、調査票B及び調査票Cで構成されている。

調査票Aは、全ての調査対象法人に対する調査の調査票である。

調査票Bは、調査対象法人のうち、電気業における送配電施設用地、変電施設用地及び発電所用地、ガス業におけるガス供給施設用地、固定電気通信業及び移動電気通信業における通信施設用地、放送業における放送施設用地（送信所又は中継所の用に供される土地に限る）並びに鉄道業における停車場用地、鉄軌道等用地及び鉄道林用地並びに道路用地及び水路（未供用のものを含む）を有する法人に対する調査の調査票である。

調査票Cは、調査対象法人のうち、資本金１億円以上の会社に対する調査の調査票である。

なお、各調査票では、次の項目について調査した。

〈調査票A〉

Ⅰ法人について

1　法人の名称及び法人番号
2　法人の本所・本社・本店の所在地
3　組織形態
4　資本金、出資金又は基金の額
5　業種
6　常用雇用者数
7　支所・支社・支店の数

Ⅱ土地・建物の所有状況について

8　土地・建物の所有の有無
9　うち本所・本社・本店の敷地所有状況

Ⅲ法人が所有する土地について

Ⅲ-(1)宅地などについて

10　所在地
11　土地の所有形態
12　土地の所有面積
13　土地の貸付の有無
14　土地の取得時期・今後の保有等予定
15　土地の利用現況
16　棚卸資産か否か
17　信託受益権か否か

Ⅲ-(2)農地・林地のうち、棚卸資産について

18　所在地
19　土地面積の合計

Ⅲ-(3)農地・林地のうち、棚卸資産以外の土地について

20　所在地
21　土地面積の合計

Ⅳ法人が所有する建物について

Ⅳ-(1)工場敷地以外にある建物（延べ床面積200㎡未満）について

22　延べ床面積200㎡未満の建物棟数
　　・合計床面積

Ⅳ-(2)工場敷地以外にある建物（延べ床面積200㎡以上）について

23　所在地
24　敷地の権原
25　延べ床面積
26　構造
27　建築時期
28　建物の利用現況
29　建物の貸付等
　　（貸付目的での所有の有無等）
30　信託受益権か否か

Ⅳ-(3)　工場敷地にある建物について

31　所在地
32　敷地の権原
33　延べ床面積
34　構造
35　建築時期
36　信託受益権か否か
37　建物の有形固定資産額

①工場別建物の有形固定資産額（建物）
②法人所有総有形固定資産額（建物）

〈調査票B〉
特殊な用途の土地について
1　所在地
2　土地の用途
3　件数
4　土地面積の合計

〈調査票C〉
Ⅰ土地の取得及び売却等の状況について
1　土地の取得及び売却等の有無

Ⅱ取得及び売却等した土地について
Ⅱ-(1)棚卸資産以外の土地
2　面積
3　帳簿価格
4　売買区画数
Ⅱ-(2)棚卸資産
5　面積
6　帳簿価格
7　売買区画数

Ⅲ都道府県毎の取得及び売却等した土地について
Ⅲ-(1)都道府県毎の棚卸資産以外の土地
A購入した土地
8　都道府県
9　面積
10　帳簿価格
11　売買区画数
B売却した土地
12　都道府県
13　面積
14　帳簿価格
15　売買区画数
Ⅲ-(2)都道府県毎の棚卸資産
A購入した土地
16　都道府県
17　面積
18　帳簿価格
19　売買区画数
B売却した土地
20　都道府県
21　面積
22　帳簿価格
23　売買区画数

《世帯土地統計》

世帯土地統計は、総務省が実施した「平成30年住宅・土地統計調査」の調査票乙の次の調査事項を転写・集計することにより作成した。

（1）　世帯に関する事項について
ア　世帯の構成
イ　世帯全員の１年間の収入（税込み）
ウ　世帯の種類
（2）　世帯の家計を主に支える人について
ア　従業上の地位
（3）　現住居に関する事項について
ア　所有関係
イ　住宅の建て方
（4）　現住居の敷地に関する事項について
ア　所有関係
イ　名義人
ウ　敷地面積
エ　取得方法・取得時期等
（5）　現住居の敷地以外の土地に関する事項について
（現住居の敷地以外の宅地など）
ア　所在地
イ　所有形態
ウ　面積
エ　取得方法
オ　取得時期

カ　利用現況

キ　土地の主たる使用者

（農地・山林）

ク　農地・山林の所在地

ケ　面積の合計

６　調査の方法

《法人土地・建物基本調査》

平成30年法人土地・建物基本調査は往復郵送で実施し、調査対象法人への調査票の送付は、国土交通省が行った。

調査票の回収は、会社及び全国規模の会社以外の法人については国土交通省が行い、その他の会社以外の法人については、法人が所在する都道府県を通じて行った。

なお、希望する法人については、オンラインによる回収も併せて実施した。

《世帯土地統計》

平成30年住宅・土地統計調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣－都道府県－市町村－指導員－調査員－調査世帯の流れにより実施した。調査員は、調査対象となった世帯にインターネット回答（オンライン調査）用調査票を配布し、その後インターネットによる回答のなかった世帯に調査票の配布を行った。世帯は、インターネットによる回答、記入した調査票を調査員に提出する方法及び郵送により提出する方法により回答した。

７　集計及び結果の公表

法人土地・建物基本調査及び世帯土地統計の集計については、全国、都道府県、政令指定都市及び県庁所在市別に集計・製表を行った。

その結果は、インターネットへの掲載、報告書の刊行により公表した。

確報集計結果の報告書は、「第１巻　全国編」、「第２巻　都道府県編」及び「第３巻　政令指定都市・県庁所在市編」として刊行した。

８　調査の沿革

《法人土地・建物基本調査》

平成５年調査は「土地基本調査法人調査」、平成10年調査から平成20年調査までは「法人土地基本調査」、「法人建物調査」及び「世帯に係る土地基本統計（「住宅・土地統計調査（総務省）」の転写・集計により作成）」、平成25年調査からは「法人土地・建物基本調査（「法人土地基本調査」、「法人建物調査」及び「企業の土地取得状況等に関する調査」を統合）として実施した。

なお、平成30年調査は「土地動態調査」（従前の「企業の土地取得状況等に関する調査」）に該当する部分について、資本金、出資金又は基金の額が１億円以上の会社法人を対象に「平成30年法人土地・建物基本調査　調査票A及び調査票C」により実施した。

各調査の沿革は次のとおりである。

<u>○法人土地・建物基本調査</u>

平成25年に統計法に基づく基幹統計調査として第１回目を実施。

平成30年に統計法に基づく基幹統計調査として第２回目を実施（今回調査）。

<u>○法人土地基本調査</u>

平成５年に「土地基本調査法人調査」の名称で統計報告調整法（昭和27年法律第148号。以下同じ。）に基づく承認統計調査として第１回目を実施。

平成10年に統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）に基づく指定統計調査として第２回目を実施。

平成15年に旧統計法に基づく指定統計調査として第３回目を実施。

平成20年に旧統計法に基づく指定統計調査として第４回目を実施。

○法人建物調査

平成10年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として第１回目を実施。

平成15年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として第２回目を実施。

平成20年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として第３回目を実施。

○企業の土地取得状況等に関する調査

昭和48年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として第１回を実施。

平成26年に統計法に基づく一般統計調査「土地動態調査」の名称で継承。

○土地動態調査

平成26年に統計法に基づく一般統計調査として第１回目を実施。

《世帯土地統計》

平成５年に統計報告調整法に基づく承認統計調査として、「土地基本調査世帯調査」の名称で第１回目を実施。

平成10年に旧統計法に基づく指定統計調査として実施された「住宅・土地統計調査（総務庁）」の結果を転写・集計。

平成15年に旧統計法に基づく指定統計調査として実施された「住宅・土地統計調査（総務省）」の結果を転写・集計。

平成20年に旧統計法に基づく指定統計調査として実施された「住宅・土地統計調査（総務省）」の結果を転写・集計。

平成25年に統計法に基づく基幹統計調査として実施された「住宅・土地統計調査（総務省）」の結果を転写・集計。

平成30年に統計法に基づく基幹統計調査として実施された「住宅・土地統計調査（総務省）」の結果を転写・集計（今回作成）。

用　語　の　解　説

≪法　人≫

○法人

法律の規定によって法人格を認められているもののうち事業を経営しているものをいう（国及び地方公共団体を除く）。

○組織形態

＜会社＞

株式会社（有限会社含む）、合名会社・合資会社、合同会社及び相互会社をいう。

＜会社以外の法人＞

法人格を持っているもののうち会社以外の法人をいい、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、各種協同組合及びその他の会社以外の法人に区分している。

なお、その他の会社以外の法人には、国公立大学法人、独立行政法人、特殊法人、社団法人・財団法人、投資信託及び投資法人に関する法律に基づくＪ－ＲＥＩＴ、資産流動化法に基づく特定目的会社等を含む。

○本社所在地

同一経営の全ての事業所を統括している事業所の所在地をいう。

商業登記簿上と実際の本社機能を有している事業所の所在地が異なっている場合は、本社機能を有している事業所の所在地となる。

○支所・支社・支店の数

他の場所にある本所・本社・本店あるいは、同一経営の他の支所などの統括を受けて、法人の雇用している従業員が常駐している事業所をいう。支所・支社・支店といわれているもののほか、例えば、営業所、出張所、従業者のいる倉庫・寮なども含まれる。

ただし、次のような場合は支所・支社・支店に含まない。

a 外国にある支所・支社・支店など
b 百貨店やスーパーマーケットの中にある出店のうち、売り上げをその出店が自ら管理しないもの（テナントでないもの）
c 従業者の常駐していない事務所・詰所など
d 建設現場や現場仮事務所など

○資本金

株式会社（有限会社含む）については資本金の額をいう。

合名会社及び合資会社については出資金の額をいう。

相互会社については基金の額をいう。

○常用雇用者数

法人に常時雇用されている者をいう。期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者をいう。見習いや試用期間中の社員も含まれる。

ただし、次のような場合は常用雇用者数に含まない。

a 外国にある支所・支社・支店などの従業者
b 法人に人材派遣会社から派遣されている者
c その法人が基本となる給与を支払っていない出向者

〇業種

「平成30年法人土地・建物基本調査」における業種は、原則として、日本標準産業分類（第13回改定。平成25年10月総務省告示第405号）の大分類項目（一部については中分類項目）を用いて分類した。対照表は表１のとおりである。

業種の格付けは、支所・支社・支店を含めた法人全体の主な業種により、会社の定款等に記載されているものとは限らず、法人が実際に行っている事業とする。

なお、２種類以上の事業が行われている場合は、過去１年間の総収入額または総販売額の最も多いものを主な業種とした。

表１　平成 30 年法人土地・建物基本調査　業種分類、日本標準産業分類対照表

平成30年 法人土地・建物基本調査 業 種 48 区 分	日 本 標 準 産 業 分 類（第13回改定）	
	大 分 類	中 分 類
1　農業	A　農業，林業	1　農業
2　林業		2　林業
3　漁業	B　漁業	3　漁業（水産養殖業を除く）
		4　水産養殖業
4　鉱業、採石業、砂利採取業	C　鉱業，採石業，砂利採取業	5　鉱業，採石業，砂利採取業
5　総合工事業	D　建設業	6　総合工事業
6　その他の建設業		7　職別工事業(設備工事業を除く)
		8　設備工事業
7　食料品製造業	E　製造業	9　食料品製造業
		10　飲料・たばこ・飼料製造業
8　繊維工業		11　繊維工業
9　木材・木製品製造業（家具を除く）		12　木材・木製品製造業（家具を除く）
10　パルプ・紙・紙加工品製造業		14　パルプ・紙・紙加工品製造業
11　印刷・同関連業		15　印刷・同関連業
12　化学工業		16　化学工業
13　石油製品・石炭製品製造業		17　石油製品・石炭製品製造業
14　窯業・土石製品製造業		21　窯業・土石製品製造業
15　鉄鋼業		22　鉄鋼業
16　非鉄金属製造業		23　非鉄金属製造業
17　金属製品製造業		24　金属製品製造業
18　はん用・生産用・業務用機械器具製造業		25　はん用機械器具製造業
		26　生産用機械器具製造業
		27　業務用機械器具製造業
19　電気機械器具製造業		28　電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29　電気機械器具製造業
		30　情報通信機械器具製造業
20　輸送用機械器具製造業		31　輸送用機械器具製造業
21　その他の製造業		13　家具・装備品製造業
		18　プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19　ゴム製品製造業
		20　なめし革・同製品・毛皮製造業
		32　その他の製造業
22　電気業	F　電気・ガス・熱供給・水道業	33　電気業
23　ガス業、熱供給業、水道業		34　ガス業
		35　熱供給業
		36　水道業
24　通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業	G　情報通信業	37　通信業
		39　情報サービス業
		40　インターネット附随サービス業
25　放送業、映像・音声・文字情報制作業		38　放送業
		41　映像・音声・文字情報制作業
26　鉄道業	H　運輸業，郵便業	42　鉄道業
27　道路旅客運送業、道路貨物運送業		43　道路旅客運送業
		44　道路貨物運送業
28　その他の運輸業、郵便業		45　水運業
		46　航空運輸業
		47　倉庫業
		48　運輸に附帯するサービス業
		49　郵便業（信書便事業を含む）

平成30年 法人土地・建物基本調査 業 種 48 区 分	日 本 標 準 産 業 分 類（第13回改定） 大 分 類	中 分 類
29 卸売業	I 卸売業，小売業	50 各種商品卸売業
		51 繊維・衣服等卸売業
		52 飲食料品卸売業
		53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
		54 機械器具卸売業
		55 その他の卸売業
30 小売業		56 各種商品小売業
		57 織物・衣服・身の回り品小売業
		58 飲食料品小売業
		59 機械器具小売業
		60 その他の小売業
		61 無店舗小売業
31 金融業	J 金融業，保険業	62 銀行業
		63 協同組織金融業
		64 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
		65 金融商品取引業，商品先物取引業
		66 補助的金融業等
32 保険業		67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
33 不動産業	K 不動産業，物品賃貸業	68 不動産取引業
		69 不動産賃貸業・管理業
34 物品賃貸業		70 物品賃貸業
35 学術研究、専門・技術サービス業	L 学術研究，専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
		72 専門サービス業（他に分類されないもの）
		73 広告業
		74 技術サービス業（他に分類されないもの）
36 宿泊業	M 宿泊業，飲食サービス業	75 宿泊業
37 飲食サービス業		76 飲食店
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業
38 生活関連サービス業	N 生活関連サービス業，娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
		79 その他の生活関連サービス業
39 娯楽業		80 娯楽業
40 教育、学習支援業	O 教育，学習支援業	81 学校教育
		82 その他の教育，学習支援業
41 医療業、保健衛生	P 医療，福祉	83 医療業
		84 保健衛生
42 社会保険・社会福祉・介護事業		85 社会保険・社会福祉・介護事業
43 複合サービス事業	Q 複合サービス事業	86 郵便局
		87 協同組合（他に分類されないもの）
44 廃棄物処理業	R サービス業 （他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業
45 自動車整備業、機械等修理業		89 自動車整備業
		90 機械等修理業（別掲を除く）
46 その他の事業サービス業		91 職業紹介・労働者派遣業
		92 その他の事業サービス業
47 宗教		94 宗教
48 その他のサービス業		93 政治・経済・文化団体
		95 その他のサービス業

≪法人が所有する土地≫

○所有土地

平成30年１月１日現在、法人名義で所有する土地をいい、共有の場合を含む。また、最近取得した土地で、登記が済んでいない場合や分割払いなどで支払いの完了していない場合及び信託により所有権を他者に移転していても受益権を移転していない土地を含む。

法人名義であっても借地権の場合や、関連会社名義で所有する土地は含まない。

○土地の種類

＜宅地など＞

農地、林地、鉄道用地、送配電等用地以外の土地をいう。

統計表においては、事業用資産である宅地などを、単に「宅地など」と表記している。

＜農地＞

耕作の目的に供される田、樹園地、畑及び飼料用や肥料用のための採草又は家畜の放牧の目的に供される採草放牧地などのうち、肥培管理を行って作物を栽培している土地をいう。

なお、現在は耕作されていないが耕作が可能な土地（休耕地）や登記上の地目に関わらず現況が上記に合致するものを含む。

肥培管理を行っていない採草放牧地や肥培管理を行っている家庭菜園は含まない（「宅地など」に含む）。

＜林地＞

木竹が集団して育成している土地及び用材を生育させるために用いている土地をいう。

なお、登記上の地目に関わらず、現況が上記に合致するものを含む。

ただし、樹木が生えていても、次のような土地は含まない。

a 果樹園（「農地」に含む）
b 庭園（「宅地など」に含む）
c 山間部における鉱業
（「宅地など」に含む）

＜鉄道用地＞

鉄道業における停車場用地・鉄軌道等用地・鉄道林用地をいう。

＜送配電等用地＞

電気業における送配電施設用地・変電施設用地・発電所用地、ガス業におけるガス供給施設用地、固定電気通信業・移動電気通信業における通信施設用地、放送業における放送施設用地、道路用地及び水路（未供用を含む）をいう。

○１区画の土地

宅地などの利用の単位をいう。

１区画の土地は、必ずしも一筆の土地からなるとは限らず二筆以上の土地からなる場合もあり、また、一筆の土地が２区画以上の土地として利用されている場合もある。

なお、１区画の土地の判定例は次のとおり。

a 所有する土地に建物（事務所、住宅、工場など）を建て、その建物を自ら使用している場合
b 共同ビル、分譲マンション等の１棟の敷地
c 所有する土地の一部を他人に貸し付けており、他の部分を自らが使用している場合は、それぞれの使用している部分

d 複数の者に貸し付けている場合は、同一者に貸し付けたそれぞれの部分
e 複数の者から隣接している土地を借りて、これを一体に利用している場合は、貸主の所有地としては、各地主の所有するそれぞれの部分
f 複数の丁目・大字にまたがる場合は、丁目・大字境界で分割したそれぞれの部分

○土地面積

登記簿上の面積を原則とするが、現況の面積と一致しない場合は、現況の面積を優先する。

他者と土地を共有している場合には、法人の持分に相当する面積とする。

○土地所在地

所有している土地、購入・売却した土地の所在地を、都道府県、市区又は本社所在地との位置関係によって区分した。

○取得時期

土地を引き渡された時をいう。

１区画の土地を何回かにわたって継ぎ足しながら取得したような場合は、その区画のうちで面積が最も大きい部分の土地を引き渡された時とする。

○土地の今後の保有等予定

所有土地の所有者が変わるか否かの予定のことをいう。

○土地の貸付

所有する土地を自ら使用せず、他者へ貸し付けること。基本的には借地権が設定されている場合をいう。

法人の福利厚生施設の用に供している場合、法人が貸駐車場や貸別荘などとして経営している場合、又は法人が他者に委託して駐車場経営をしている場合は、土地の貸付に該当しない。

土地の上に法人が所有する建物がある場合は、その建物を他者に貸していても、土地の貸付には該当しない。

○土地の利用現況

宅地などの土地の主な利用用途をいう。

【建物】

＜事務所＞

事業活動のための建物、施設。

＜店舗＞

物販やサービス、娯楽施設・遊技場、商業活動のための建物、施設。

＜工場＞

物品の製造（改造又は加工を含む）又は修理を行う建物、施設。

＜倉庫＞

物品を貯蔵又は保管する建物、施設、集出荷施設・荷捌き施設。

＜社宅・従業員宿舎＞

法人が所有する社宅、従業員宿舎。

＜その他の福利厚生施設＞

法人が所有する社宅・従業員宿舎を除く福利厚生施設。

＜社宅・従業員宿舎以外の住宅＞

法人が所有する社宅・従業員宿舎を除く戸建住宅、賃貸住宅、マンションなど。

＜ホテル・旅館＞
宿泊サービスを提供する建物、施設。

＜文教用施設＞
教育や文化のための建物、施設。

＜宗教用施設＞
宗教に関する建物、施設。

＜医療施設・福祉施設＞
医療や福祉のための建物、施設。

＜ビル型駐車場＞
駐車場としてのみ使用される建物、施設。

＜その他の建物＞
他に当てはまらない（用途が決まっていない）建物、施設。

【建物以外】
＜駐車場＞
主として建物を建てずに駐車場に利用している土地。

＜資材置場＞
主として建物を建てずに野積場や資材置場に利用している土地。

＜グラウンド等の福利厚生施設＞
主として建物を建てずに福利厚生目的に利用している土地。

＜ゴルフ場･スキー場･キャンプ場＞
ゴルフ場･スキー場及びキャンプ場等の野外レクリエーションに利用している土地。

＜貯水池・水路＞
用水池や取水場、井戸及び温泉などに利用している土地。

＜文教用地＞
主として建物を建てずに教育や文化のために利用している土地。

＜宗教用地＞
主として建物を建てずに墓地や慰霊塔、慰霊碑に利用している土地。

＜その他＞
他に当てはまらない（用途が決まっていない）土地。
造成中で用途未定の土地を含む。

【利用していない】
＜利用できない建物＞
廃屋、廃倉庫、廃工場等、将来にわたって利用する（される）見込みがたっていない建物・施設。
将来にわたって利用する（される）見込みが立っておらず、取り壊しを予定している建物、施設を含む。

＜空き地＞
現在、利用されておらず、将来も利用する（される）見込みが立っていない土地。
未着工の建設予定地を含む。

○低・未利用地
宅地などのうち、利用現況が駐車場、資材置場、利用できない建物及び空き地であるものをいう。

○土地の所有形態
所有土地の所有形態のことをいう。

＜単独所有＞
単独の者で土地を所有している状態のこと。

＜共有＞
複数の者で土地を所有している状態のこと。
分有（複数の所有者がそれぞれ単独で所有する複数の土地からなっている状態）の場合を含む。
建物の区分所有による土地の共有の場合を除く。

＜区分所有による敷地利用権＞
建物の一部を複数の者で区分所有し、かつ、その持分等に応じた敷地利用権を有している状態のこと。

○５年前の利用状況
所有土地のうち、低・未利用地に該当する土地に関する５年前の土地の利用現況のことをいう。

○転換予定
所有土地のうち、低・未利用地に該当する土地に関する今後の土地の利用現況の転換予定のことをいう。

○資産区分
所有土地を棚卸資産と事業用資産に分ける区分のことをいう。

＜棚卸資産＞
他者への販売を目的として所有する土地をいう。

＜事業用資産＞
棚卸資産以外の法人の事業のために必要な土地のことをいう。

○信託受益権
信託期間中に受益者が信託財産から生じる収益を受け取る権利及び信託期間が終了したときに元本である財産を受け取る権利のことをいう。

○移動区分
購入、売却及びその他の変動（合併、交換、換地、競売による競落及び造成等の要因で土地の面積又は帳簿価格の増減があったもの）のことをいう。

○土地の購入・売却など
資本金１億円以上の会社法人による平成29年１月１日から平成29年12月31日までの間の土地の移動について、購入、売却、その他変動分に区分した。その他変動分とは、合併、交換、換地、競売による競落、造成等の要因で土地の面積又は帳簿価格の増減があった場合をいう。

○帳簿価格
購入、売却またはその他の変動による移動があった土地の額を、帳簿価額によって調査した。

○売買区画数
購入または売却した土地の区画数をいい、区画数とは、同一用途で使用している（使用予定の）まとまった土地のことをいう。
宅地などの他、農地、林地、鉄道・送配電等用地を含む。

○土地資産額
法人が所有する個々の土地について、地価を推定し、これらを土地面積に乗じて推計したものであり、購入・売却した土地の帳簿価格とは異なる。なお、土地資産額の具体的な推計手法については、平成30年法人土地・建物基本

調査　確報集計結果に示した「土地・建物資産額推計手法」を参照されたい。

≪法人が所有する建物≫

○所有建物

平成30年１月１日現在、法人名義で所有する建物をいう。賃借している場合や関連会社名義で所有する建物は含まない。

なお、建物とは、屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着した構造物であって、事務所、店舗、工場及び倉庫等の用途に供され、不動産として登記されているものをいう。

建物の集計については、「工場敷地以外」「工場敷地」にある建物のうち、延べ床面積が200㎡以上（工場敷地にある建物については、工場敷地内の建物の延べ床面積の合計が200㎡以上）の建物を対象としている。

なお、所有の有無（建物所有法人数）の集計については、「宅地など」「農地」「林地」「鉄道・送配電等用地」にある建物や「棚卸資産」の土地にある建物を延べ床面積の大きさにかかわらず集計している。

○建物数

同一基礎上にある建物を１棟の建物とする。

工場敷地にある建物については工場敷地ごとに、工場敷地以外にある建物については１棟ごとに延べ床面積、建物の構造及び建物の利用構造等を調査した。

なお、建物が複数の丁目・大字にまたがっている場合には、丁目・大字境界で分割し、それぞれを１棟として数え、渡り廊下等で結ばれた建物で基礎が別々の場合には、２棟として数えた。

○建物所在地

所有する建物の所在地を都道府県、市区、又は本社所在地との位置関係によって区分した。

○延べ床面積

所有する建物の１棟ごとの延べ床面積であり、地下部分を含む。

延べ床面積の記入における優先順位は次のとおりである。

① 現況の面積

② 不動産登記簿上の面積若しくは固定資産課税台帳上の面積

③ 建築確認申請書等で用いる面積

○建物の構造

建物の構造をいう。

工場敷地にある建物については、延べ床面積が最も大きな建物について判断した。

＜木造＞

主要構造部（建築基準法第２条第５号の定義による。以下同じ。）が木造のものをいう。

なお、木造モルタル塗及び土蔵を含む。

＜鉄骨鉄筋コンクリート造＞

主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のものをいう。

ＳＲＣ造とも呼ばれる。

＜鉄筋コンクリート造＞

主要構造部が型枠の中に鉄筋を組み、コンクリートを打ち込んで一体化した構造のものをいう。

ＲＣ造とも呼ばれる。

＜鉄骨造＞

主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたものをいう。

軽量鉄骨造を含む。
Ｓ造とも呼ばれる。

＜コンクリートブロック造＞
鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のものをいう。
外壁ブロック造を含む。

＜その他＞
他に当てはまらない構造。
石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造など。

○建物の階数
工場敷地以外にある建物のうち、その構造が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、または鉄骨造の建物について、建物全体の階数（地上階数・地下階数）を調査した。

○建築時期
建物の竣工年のことをいう。
工場敷地にある建物については、延べ床面積が最も大きな建物について判断した。
増改築されている場合には、増改築部分とそれ以外の部分で、面積の大きい方で判断した。

○新耐震基準
建築基準法の改正により昭和56年に導入された耐震基準をいう。
工場敷地にある建物については、延べ床面積が最も大きな建物について判断した。
増改築されている場合には、増改築部分とそれ以外の部分で、面積の大きい方で判断した。

○建物の主な利用現況、建物の利用現況
建物の利用用途をいう。

＜事務所＞
事業活動のための建物、施設。

＜店舗＞
物販やサービス、娯楽施設・遊技場、商業活動のための建物、施設。

＜工場＞
物品の製造（改造又は加工を含む）又は修理を行う建物、施設。

＜倉庫＞
物品を貯蔵又は保管する建物、施設、集出荷施設・荷捌き施設。

＜住宅・従業員宿舎＞
法人が所有する社宅・従業員宿舎など。

＜その他の福利厚生施設＞
法人が所有する社宅・従業員宿舎を除く福利厚生施設。

＜社宅・従業員宿舎以外の住宅＞
法人が所有する社宅・従業員宿舎を除く戸建住宅、賃貸住宅、マンションなど。

＜ホテル・旅館＞
宿泊サービスを提供する建物、施設。

＜文教用施設＞
教育や文化のための建物、施設。

＜宗教用施設＞
宗教に関する建物、施設。

＜医療施設・福祉施設＞
医療や福祉のための建物、施設。

＜ビル型駐車場＞
駐車場としてのみ使用される建物、施設。

＜その他の建物＞
他に当てはまらない（用途が決まっていない）建物、施設。

＜利用できない建物＞
廃屋、廃倉庫及び廃工場等将来にわたって利用する（される）見込みが立っていない建物、施設。
将来にわたって利用する（される）見込みが立っておらず、取り壊しを予定している建物、施設を含む。

○敷地の権原
所有する建物の敷地の権原形態のことをいう。

＜単独所有＞
単独の者で敷地を所有している状態のこと。

＜共有＞
複数の者で敷地を所有している状態のこと。
分有（複数の所有者がそれぞれ単独で所有する複数の土地からなっている状態）の場合を含む。
建物の区分所有による敷地の共有の場合を除く。

＜建物の区分所有による土地の共有＞
建物の一部を複数の者で区分所有し、かつ、その持分等に応じた敷地利用権を有している状態のことをいう。

＜普通借地（定期借地を除く）＞
借地借家法で定められた借地権のうち、契約期間満了後、借地人が希望すれば更新される契約を結んだ土地のことをいう。

＜定期借地＞
借地借家法で定められた借地権のうち、契約期間満了後、更新されることなく終了する契約を結んだ土地のことをいう。

○敷地の所有面積に対する延べ床面積の比率
土地と一体的に所有する建物についての、敷地の面積（所有面積）に対する建物の延べ床面積（所有面積）の比率をいう。

○建物の貸付
平成30年１月１日現在、所有する建物を貸付目的で所有していることをいう。

○貸付可能面積
貸付目的で所有している部分がある工場敷地以外にある建物における、貸付目的で所有している面積をいう。

○現在貸付面積
貸付目的で所有している部分がある工場敷地以外にある建物における、平成30年１月１日現在の実際に貸付けている面積（賃貸借契約における契約面積）をいう。

○貸付割合
貸付目的で所有している部分がある工場敷地以外にある建物における、貸付可能面積に対する現在貸付面積の割合をいう。

○信託受益権

信託期間中に受益者が信託財産から生じる収益を受け取る権利及び信託期間が終了したときに元本である財産を受け取る権利のことをいう。

○有形固定資産額

工場敷地にある建物についての平成29年初現在高、平成29年１年間の減価償却額、平成29年末の減価償却累計額を、帳簿価額によって調査した。

○建物資産額

法人が所有する個々の建物について、再建築価格（当該建物を現在取得した場合の価格）及び残価率を推定し、これらを延べ床面積に乗じて推計したものであり、有形固定資産額とは異なる。なお、建物資産額の具体的な推計手法については、平成30年法人土地・建物基本調査確報集計結果に示した「土地・建物資産額推計手法」を参照されたい。

用　語　の　解　説

≪世　帯≫

○世帯

住居と生計を共にしている家族などの世帯である「普通世帯」をいい、家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で１戸を構えて暮らしている世帯や、住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合で家族と一緒に住んでいたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯を含む。

ただし、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯である「準世帯」は含んでいない。

○世帯人員

その世帯にふだん住んでいる世帯員の数をいう。

したがって、たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいればその世帯人員に含めるが、単身赴任などのため３か月以上の長期にわたって不在の人や調査の時期にたまたま泊まっていた人は含んでいない。

次の人たちは、特例として、それぞれ次に示す場所をふだん住んでいる場所とみなす。

・学校の寄宿舎、下宿屋、県人会の学生寮・学生会館などに住んでいる人……その寄宿舎、下宿屋、県人会の学生寮・学生会館など
・病院・療養所などの入院患者
　すでに３か月以上入院している人……入院先の病院・療養所など
　入院してから３か月にならない人……自宅
・船舶に乗り込んでいる人……自宅

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めるが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とする。

○世帯の型

その世帯の中で最も若い世代の夫婦を基に次のように区分した。

◇　夫婦のみの世帯
◇　夫婦と子のみの世帯
◇　夫婦、子と親のみの世帯
　・夫婦、子と両親から成る世帯
　・夫婦、子とひとり親から成る世帯
◇　夫婦と親のみの世帯
　・夫婦と両親から成る世帯
　・夫婦とひとり親から成る世帯
◇　男親または女親と子のみの世帯
　・男親と子から成る世帯
　・女親と子から成る世帯
◇　兄弟姉妹のみの世帯
◇　他の親族がいる世帯
　・夫婦と他の親族（親、子を含まない）から成る世帯
　・夫婦、子と他の親族（親を含まない）から成る世帯
　・夫婦、親と他の親族（子を含まない）から成る世帯
　・夫婦、子、親と他の親族から成る世帯
◇　一人の世帯
◇　その他の世帯

なお、配偶者が単身赴任などのため長期にわたって不在の場合や、調査の時期にたまたま宿泊していた人で世帯人員に含まれない場合は、それらの人を除いて世帯の型を決めた。

○世帯の年間収入

世帯の家計を主に支える人の収入だけでなく、すべての世帯員の収入を合計した世帯全体の年間収入（税込み額）。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

○世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人。

なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

【年齢】

調査期日現在の満年齢である。

【従業上の地位】

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。

- 自営業主
  - 農林・漁業業主
  - 商工・その他の業主
- 雇用者
  - 会社・団体・公社又は個人
  - 官公庁
  - 労働者派遣事業所の派遣社員
  - パート・アルバイト・その他
- 無　職
  - 学　生
  - その他

＜自営業主＞

◇農林・漁業業主

個人で農林業、漁業などを営んでいる者。

◇商工・その他の業主

個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主をいう。個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。家庭で内職している場合もここに含めた。

＜雇用者＞

◇会社・団体・公社又は個人

会社、都市再生機構（UR）・公社やその他の法人・団体又は個人に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者（会社員・団体職員・個人商店の従業員など）。

また、会社・団体の社長・取締役・理事などのいわゆる役員もここに含めた。

◇官公庁

現業・非現業を問わず、国又は地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者。

◇労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者

◇パート・アルバイト・その他

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれて

いる者。専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者も含む。

＜無　職＞

◇学　生

ふだん仕事をしないで、主に通学をしている者。

◇その他

ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者。

≪世帯が所有する土地≫

○所有土地

所有土地とは、平成30年10月１日現在、世帯員の名義で所有する土地をいい、共有の場合を含む。また、最近取得した土地で、登記がまだ済んでいない場合や分割払いなどで支払いが完了していない場合も、所有土地に含む。単身赴任などで３か月以上不在の配偶者や一緒に住んでいても生計を別にしている親などの名義となっている場合、及び会社名義となっている場合は所有土地に含めない。

○土地の種類

その世帯が所有している土地の種類を、現況により次のように区分した。

【現住居の敷地】

世帯が居住している住宅又は建物の敷地。

一戸建住宅の場合は建坪ではなくその敷地全体を、共同住宅や長屋建住宅の場合はむね全体の敷地ではなく住んでいる住宅の敷地相当分（区分所有分）を現住居の敷地とした。

なお、工場・事務所などと同じ構内に住宅がある場合は、工場・事務所などの敷地相当分を除いた部分を現住居の敷地とし、工場・事務所などの敷地相当分については、現住居の敷地以外の土地に区分した。

【現住居の敷地以外の土地】

＜農地・山林＞

その世帯が所有している田、畑、果樹園、牧場、山林をいう。

＜宅地など＞

その世帯が現在居住している住宅の敷地又は住宅以外の建物の敷地のほかに所有している住宅用地、事業用地、原野、荒れ地、池沼などの農地・山林以外の土地をいう。

○現住居の敷地の所有状況

世帯における現住居の敷地の所有状況を次のとおり区分した。

なお、分譲マンションなどで、建物の各住宅の持分（区分所有分）に応じて建物全体の敷地の一部を所有している場合は、その世帯の持分に相当する敷地の所有形態を調査した。

【現住居の敷地を所有している】

◇世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有

その世帯の世帯員のいずれかの名義となっている場合又はその世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合

◇他の世帯の世帯員又は法人などと共有

その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など）又は会社・法人などとの共有名義となっている場合

【現住居の敷地を所有していない】

◇住居又は生計を共にしていない親族又は法人など

住居又は生計を共にしていない親族（配偶者、親、祖父母、子、おじ・おば、甥・姪、兄弟姉妹など）や親族以外の人又は会社などの法人が名義人となっている場合

◇借地・その他

その世帯の世帯員以外の者が所有している場合（一般の借地権、定期借地権など）、アパートや一戸建・長屋建の借家に住んでいて、

その敷地について所有権又は借地権のいずれもない場合

○所有形態

現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地などの所有形態を次のとおり区分した。

なお、分譲マンションなどで、建物の各住宅の持分（区分所有分）に応じて建物全体の敷地の一部を所有している場合は、その世帯の持分に相当する敷地の所有形態を調査した。

＜世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有＞

その世帯の世帯員のいずれかの名義となっている場合又はその世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合

＜他の世帯の世帯員又は法人などと共有＞

その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など）又は会社・法人などとの共有名義となっている場合

○現住居の敷地以外の宅地などの所有件数

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数を次のとおり集計した。

連続した１区画を１件として集計した。ただし、連続した１区画であっても所有形態が異なる場合は、それぞれ１件として集計した。また、公道や河川などによって区切られている場合は、それぞれ１件として集計した。

○土地所有面積

現住居の敷地については、その世帯の世帯員が一部でも所有している場合の敷地全体の面積をいう（世帯員の「持ち分」以外の面積を含む）。

現住居の敷地以外の土地については、所有している世帯の世帯員の「持ち分」の面積の合計をいう。

○所有土地の所在地

所有している土地の所在地を次のとおり区分した。

＜自都道府県＞

所有している土地の所在地が居住地と同じ都道府県の場合

＜自市区町村＞

所有している土地の所在地が居住地と同じ市区町村の場合

○取得時期

現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地などを買ったり、譲り受けたり、相続した時期をいう。なお、借りていた宅地などを買った場合には、買った時期をいう。また、土地を何回かにわたって継ぎ足しながら取得したような場合は、面積の最も大きな部分を取得した時期とした。

○取得方法

現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地などの取得方法を次のとおり区分した。

なお、宅地などを購入した場合は、仲介者ではなく、宅地などを買った直接の相手方により区分した。複数の方法によって取得した場合は、面積の最も大きな部分を取得した方法とした。

＜国・都道府県・市区町村から購入＞

国・都道府県・市区町村の所有する宅地などを買った場合

＜会社・都市再生機構・公社などの法人から購入＞

一般の会社などの所有する土地や、都市再生機構（ＵＲ）又は都道府県や市区町村の住

宅供給公社・住宅協会・開発公社・開発協会などの所有する土地を買った場合

＜個人から購入＞
個人の所有する宅地などを買った場合

＜相続・贈与で取得＞
相続や贈与によって宅地などを取得した場合

＜その他＞
上記以外で、例えば、土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買った場合

○現住居の敷地の利用現況
現住居の敷地について、その主な利用現況を次のとおり区分した。

＜一戸建＞
一つの建物が１住宅であるもの

＜長屋建住宅＞
二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別に外部への出入口を有しているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

＜共同住宅＞
一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共有しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。１階が商店で、２階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

＜その他＞
上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合

○現住居の敷地以外の宅地などの利用現況
現住居の敷地以外の宅地などについて、その主な利用現況を次のとおり区分した。
なお、宅地などを貸している場合（無償を含む。）は、貸している土地がどのように利用されているかを区分した。

【主に建物の敷地として利用】

＜一戸建専用住宅＞
一戸建住宅のうち、居住の目的だけに建てられた住宅

＜一戸建店舗等併用住宅＞
一戸建住宅のうち、店舗、作業所、事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住部分とが結合している住宅

＜共同住宅・長屋建住宅＞
アパート・マンションなどの共同住宅、テラスハウスなどの長屋建住宅

＜事務所・店舗＞
事務所、営業所、商店、飲食店、喫茶店など

＜工場・倉庫＞
工場、作業所、鉱業所や倉庫、貯蔵庫、蔵など

＜ビル型駐車場＞
屋根、柱、壁などで構成された複数階から成る駐車場（リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む。）としてのみ使用される建物。
なお、１階だけの建物であっても、屋根、柱、壁などが堅固に建てられたものは含む。

＜その他の建物＞

上記以外の建物

【主に建物の敷地以外に利用】

＜屋外駐車場＞

建物を建てずに駐車場に利用している場合

＜資材置場＞

建物を建てずに資材置場として利用している場合。ただし、建物を建てて資材置場などに利用している場合は、「工場・倉庫」とした。

＜スポーツ・レジャー用地＞

運動場、テニスコート、ゴルフ場、公園など、主にスポーツ・レジャー用として利用している場合

＜その他＞

道路や家庭菜園など、建物を建てずに利用している場合で、上記以外の土地

【利用していない】

＜空き地＞

住宅用地・事業用地となっている土地で，特に利用していない土地

【その他】

＜原野など＞

住宅用地・事業用地となっていない土地で，特に利用していない土地（荒れ地・池沼などを含む。）

〇現住居の所有の有無

現住居を所有しているとは、その世帯の世帯員（世帯主を含む。）が名義人となっているものをいう（共有名義の場合を含む。）。

〇土地の主たる使用者

その世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などを継続的に使用している人又は法人などをいい、次のとおり区分した。

なお、その土地を貸している場合（無償を含む。）は、貸している相手方を使用者とした。また、駐車場経営やアパート経営などの場合は、「その他の世帯・法人などが使用」とした。

＜自世帯使用＞

その世帯の世帯員のいずれかが使用

＜住居又は生計を共にしていない配偶者・親などが使用＞

住居又は生計を共にしていない配偶者、親、祖父母、子などが使用

＜その他の世帯・法人などが使用＞

上記以外の親族（住居又は生計を共にしていないおじ・おば、甥・姪、兄弟姉妹など）や親族以外の人、会社などの法人が使用

〇土地資産額

世帯が所有する個々の土地について、地価を推定し、これらを土地面積に乗じて推計したものである。なお、土地資産額の具体的な推計手法については、平成30年世帯土地統計　確報集計結果に示した「土地資産額推計手法」を参照されたい。

≪地　域≫

○圏域区分

圏域区分は、次のとおりである。

三大都市圏

東 京 圏……埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県

名古屋圏……愛知県、三重県

大 阪 圏……京都府、大阪府、兵庫県

地　方　圏……三大都市圏以外の道県

○地域区分

地域区分は、次のとおりである。

北海道……北海道

東　北……青森県、岩手県、宮城県、
秋田県、山形県、福島県

関　東……茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県

北　陸……新潟県、富山県、石川県、
福井県

中　部……山梨県、長野県、岐阜県、
静岡県、愛知県、三重県

近　畿……滋賀県、京都府、大阪府、
兵庫県、奈良県、和歌山県

中　国……鳥取県、島根県、岡山県、
広島県、山口県

四　国……徳島県、香川県、愛媛県、
高知県

九州・沖縄……福岡県、佐賀県、
長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県、沖縄県